

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水・給水系低圧復水ポンプ(C)吐出弁駆動部の分解点検時、各部品(ステムナット、ギア他)に摩耗が認められたため、当該摩耗部品を交換。	G	
2	1号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室水平継手締付けボルトの磁粉探傷検査時、ネジ3個に線状磁粉模様が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
3	1号機	原子炉隔離時冷却系タービン排気蒸気圧力計点検時、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を調整。	G	
4	1号機	タービンバイパス弁(第5弁)浸透探傷検査時、弁体シート面に指示模様(線状)が認められたため、当該部を補修。	G	
5	1号機	低圧蒸気タービン(A)内部車室点検時、リップ溶接部等に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
6	1号機	低圧蒸気タービン(A~C)車室下半ヒートバフルの目視点検時、止め金具浸食及び外れ(3個)が認められたため、当該金具を補修。	G	
7	1号機	低圧蒸気タービン(B,C)ノズルダイヤフラム上半部品(ラジアルストリップ押さえコマ)締付ビスの目視点検時、2本のビスに浸食(頭部)が認められたため、当該ビスを交換。	G	
8	1号機	低圧蒸気タービン(A~C)ノズルダイヤフラム部品(シールキー)止めビスの目視点検時、12本のビスに浸食(頭部)が認められたため、当該ビスを交換。	G	
9	2号機	原子炉格納容器内オイルドレンサンブ出口放射線モニタにおいて、動作不能(指示値のゆらぎによる下限動作)になる事象(2回)が認められたため、当該モニタを点検調整。	G	
10	4号機	主要弁検査(その3)の検査成績書(使用済樹脂系弁)において、記載漏れ(判定欄)が認められたため、当該成績書の正誤表を作成。	G	
11	4号機	気体廃棄物処理系脱湿塔の差圧計において、指示値不良(オーバースケール)が認められたため、原因を調査後、対応検討。	G	
12	その他	木戸川からの取水配管(構内:パイプライン)において、空気抜き弁(マンホール内)のフランジ部に水漏れ(1滴/秒)が認められたため、当該空気抜き弁を点検補修。	G	
13	その他	一次水処理設備逆洗ポンプの吐出圧力計において、指示値不良(ポンプ停止中に圧力指示あり)が認められたため、当該圧力計を点検。	G	